

越後妻有文化ホール「段十ろう」  
新型コロナウイルス感染拡大防止の対応マニュアル

令和2年6月1日  
令和2年11月12日  
令和4年11月1日  
改定：令和5年3月13日

(指定管理者)SOメンテナンス株式会社

十日町市新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき、当面の間、当施設のホール利用においては、次のとおり対応マニュアルを作成しましたので、本対応マニュアルで示した基本となる感染防止策を可能な限り実施した上で、施設の特性や公演の態様に応じて、それぞれ感染防止の取り組みとして実施してください。

## 1 感染防止の設備、備品の整備など

- (1) 消毒用アルコール等を設置します。
- (2) 利用毎に使用した各施設、設備の消毒を適宜行います。

## 2 公演主催者が講じる対策

- (1) 37.5℃以上の発熱、咳、下痢、味覚障害、臭覚障害等の症状がある人、陽性と判明した人との濃厚接触者は参加してはなりません。
- (2) 会場入口や関係者エリアで利用する消毒液は、主催者で用意してください。
- (3) 公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を適宜行ってください。
- (4) マイクは出演者ごとに用意し、原則として使いまわしは避けてください。
- (5) 出演団体が複数になる場合は、舞台転換の際に消毒を適宜行ってください。
- (6) 公演主催者及び公演関係者は、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参考にして、その表現形態に応じて感染防止に努めるようにしてください。

## 3 来場者への対応

- (1) 入館時の手指消毒、検温、咳エチケットへの協力をお願いします。
- (2) 37.5℃以上の発熱など体調不良の方は利用を控えていただきます。
- (3) 客席への移動は、間隔を確保した誘導をお願いします。

## 4 ホール事業開催時の基本的な対応は次のとおりとします(上記に加えて)

- (1) 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に基づく、一人ひとりの基本的対策を掲示し、三密状態を回避するために余裕を持った開場、休憩時間を設定します。
- (2) ロビー待機時に密にならないように一定の距離と間隔を確保してください。
- (3) 入退場時の密集回避のため、一定の距離の間隔を確保してください。

## 附則

1. 次のものを令和5年3月31日に廃止する。
  - (1) 感染防止の設備、備品の整備などの1(2)、
  - (2) 公演主催者が講じる対策の2(2)～2(5)
2. 本マニュアルは令和5年5月7日をもって廃止する。

### ■ 参考資料

- ・ 公益社団法人全国公立文化施設協会  
「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・ (一社) 日本音楽事業者協会  
「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
- ・ 十日町市 令和5年3月6日資料  
「公共施設における新型コロナウイルス感染症予防対策の見直しについて」